

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

申請書様式及び添付書類を見直し、簡素化を図る。

2 改正内容

- (1) 申請書様式及び添付書類について、次のとおり見直しました。
 - ア 様式の名称及び体裁について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）様式第6号の2に準拠する改正を行いました。
（例）「別紙1-1」→「様式第6号の2（第1面）」
 - イ 法人の定款及び寄付行為の原本証明を不要としました。
 - ウ 法人の直前の事業年度の法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しの添付を不要としました。
 - エ 駐車場について、所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、不動産登記事項証明書の添付を不要としました。（賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しの写しは引き続き必要です。）
 - オ 「今後5年間の収支計画」の記載項目を一部削除しました。
- (2) 更新許可申請について、許可期限の4ヶ月前（従前は3ヶ月前）から受け付けることとしました。
- (3) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和2（2020）年4月1日から適用します。